

こんな時は届け出を!

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎ 082-535-1505
保険介護課 ☎ ⑤92141※広島西年金事務所は広島市西区商工センター2丁目
6番1号に移転しました。

	こんなとき	どうする	届出先	手続きに必要なもの	注意事項
①	20歳になつたとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金の加入手続きをする	○第1号被保険者 ⇒市役所 ○第3号被保険者 ⇒配偶者の勤務先	印鑑	保険料を納めるのが困難な場合は、⑥をご参照ください
②	会社を中途退職したとき（60歳未満の方）※被扶養配偶者も同様	国民年金の加入手続きをする	市役所	印鑑、年金手帳、離職票および資格喪失証明書（退職年月日がわかるもの）	退職された方が60歳以上で、被扶養配偶者が60歳未満の場合、手続きが必要です
③	結婚や退職などで配偶者の扶養になつたとき	第3号被保険者への種別変更手続きをする	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせてください	
④	配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者からの種別変更手続きをする	○第3号被保険者から第1号被保険者 ⇒市役所 ○第3号被保険者から第2号被保険者 ⇒勤務先	印鑑、年金手帳、資格喪失証明書	手続き先が違うのでご注意ください
⑤	年金手帳を無くしたとき	再交付の手続きをする	○第1号被保険者 ⇒市役所または広島西年金事務所 ○第3号被保険者 ⇒配偶者の勤務先	印鑑、本人を確認できるもの（免許証など）	市役所で受付の場合は3週間程度、広島西年金事務所は即日発行可能です
⑥	保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする	市役所	印鑑、年金手帳、失業の場合は雇用保険受給資格者証または離職票、学生証または在学証明書（学生の方の場合）	免除の申請は2年さかのぼって申請が可能です

【年金の種別】

「第1号被保険者」：自営業者、無職、学生など 「第2号被保険者」：サラリーマン、公務員など
 「第3号被保険者」：第2号被保険者に扶養されている配偶者 ※印鑑は、スタンプ印でない認印

国民年金は20歳から60歳未満までの全ての人が加入することになります。加入期間中に就職や転職、結婚、退職などで年金の種別が変わった際には、手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなつたりする場合があります。なお、届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。

歯の健康づくりに役立てましょう

受診できる歯科医院

医療機関名	所在地	電話
荒田歯科クリニック	西栄1丁目8番19号	☎ ⑤6480
伊東歯科医院	新町1丁目12番13号	☎ ⑤4756
角田歯科医院	本町2丁目9番9号	☎ ⑤0648
川口歯科医院	玖波1丁目5番2号	☎ ⑤7350
神波歯科医院	新町1丁目11番17号	☎ ⑤3240
きらら歯科医院	西栄3丁目17番7号	☎ ⑤1182
これなが歯科医院	晴海1丁目6番10号2階	☎ ⑤0118
谷口歯科クリニック	小方1丁目13番32号	☎ ⑤7456
長岡歯科医院	黒川1丁目8番27号	☎ ⑤6430
広中歯科医院	新町1丁目2番11号	☎ ⑤0888
藤井歯科医院	油見3丁目4番3号	☎ ⑤2206
みどり橋歯科医院	立戸1丁目3番10号	☎ ⑤8110

市国民健康保険では、加入者の健康づくりの一環として、歯科診療の自己負担を助成します。
対象 国民健康保険の加入者 と
6月1日(水)～平成29年3月31日(金)

問い合わせ 社会健康課 ☎ ⑤92153
助成額 1人につき、年に1回1、500円を上限として助成します。
申し込み 社会健康課に連絡して、あらかじめ助成券の発行を受けてください。

